

## 「核密約」——「イントロダクション」と「トランジット」

島川雅史

武藤一羊さんに続いて、島川雅史さんがお話された。島川さんは、六〇年安保改定時のいわゆる「核密約」についてと「潜在的核武装」についてお話されたが、時間の誓約のなかで、後半の「潜在的核武装」については、文献の紹介を中心にしたかなり端折ったお話をされたので、ここでは、前半（といってもお話の大部分を占める）の「核密約」に関するお話を紹介する。お話の中心は、昨年末に出された『第3版』アメリカの戦争と日米安保体制』に詳しく述べられていることの要約的な紹介となつていたので、ぜひこの本も読んで頂きたい。以下は、お話と当日の配布資料（その中心は『第3版』アメリカの戦争と日米安保体制』の引用）から再構成したものです。文責は編集部にあります。

\* \* \*

### 核密約と潜在的核武装

外務省の秘密文書が公開されましたが、六〇年の安保条約改定時にいわゆる「核密約」がありました。それが「討議の記録」と呼ばれる文書に四点が書かれています。そのなかで、ここで問題にしたいのは、「イントロダクション」と「トランジット」の話です。

この点をめぐって日米のやりとりや「密約」の決定的な文書は失われているようです。今回公開されたのは、外務省に保管されて「今現在残っている」ものに限られています。どこかの時点で隠滅されたと思われる、本来あるべきはずの文書がありませんし、そもそも文書化されていないものがあると推測されます。そのふたつが絡まって決定的なものが不在である場合があります。

この外務省の公開文書というのも、この二重の意味で限定的で、限界があるものですが、しかし、そこからでもいろいろなことがわかります。

そこでこの「討議の記録」と呼ばれる極秘文書ですが、これも現物は外

務省に存在せず、保存されていたのは「英文の写し」であるということ。この「討議の記録」の中で、とりわけ、2 a 項と2 c 項がポイントになります。

a 「装備における重要な変更」は、核兵器の日本への持ち込み (Introduction) を意味するものと理解され中・長距離ミサイル及びかかる兵器の基地建設を含むが、例えば、核構成物を装着しない短距離ミサイルを含む非核兵器の持ち込みは意味しない。

c 「事前協議」は、合州国軍隊とその装備の日本への配置ならびに合州国軍用機の立ち入りと合州国海軍艦船による日本水域立ち入りと寄港について、合州国軍隊の日本への配置の重要な変更の場合を除き、現行の手續きに影響を及ぼすものとは見なされない。

重要なのはcの方です。このc項が「トランジット」の問題を書いているものです。文章は良く分からない表現ですが、これは、日米双方とも情報のリークを非常に恐れていて、万一リークされても、ハッキリと明示的に表現されていない形で合意文を作っているからだと思われれます。

a 項は陸上での貯蔵 (イントロダクション) で、持ち込む際には事前協議が必要であるということです。c 項は、通過 (トランジット) —— 核兵器を持った航空機や艦船が、日本に立ち寄るが、そのまま居るわけではない場合です。これは、合衆国の配備の重要な変更ではなく、事前協議の対象とならないということ。す。

このc項の文言によつて、米側は核兵器積載艦船の日本領海立ち入りや寄港の保証と見なしたのです。c 項には直接には「イントロダクション」や「トランジット」という言葉はないですが、特に「合州国軍隊の日本への配置の重要な変更の場合を除き」と断つているところにひとつの含意があります。一九六〇年当時には日本を母港とする米軍艦はなく、すべてが寄港でした。日本に海軍の大部隊が配備されて初入港する場合以外の、日

常的な艦船の「立ち入り（エントリー）」については現行通りに自由行動をとり、事前協議の対象外ということを表しています。

### 「東郷局長文書」への批判

この「イントロダクション」「トランジット」「エントリー」をめぐっては、米政府・国務省と外務省の間に行違いをふくめいろいろなやり取りがありまして、一九六八年に東郷外務局長（当時）が、それらをまとめた文書を作ります。そこで「イントロダクション」と「トランジット」に関して外務省として統一した解釈がつけられた。これをもとにしてこれ以降、新しく就任した外務大臣や首相に外務省がブリーフィングをします。公開されたこの文書には説明した相手の名前が欄外にメモが記されています。

これによって「密約はなかった」と外務省はしているわけですが、ここでは、「2c項については、地位協定で問題となつたアメリカ軍の艦船の出入港規定にかかわるものとして入れたのであつて、あまり重視をしていなかった」と東郷氏は弁明しているわけです。

アメリカ側は、2c項によって、「トランジット」の約束をしてその権利を得たとして、日本外務省側は、そうではない、という食い違いが後に出てくることになります。

東郷局長の弁明への批判は、当然ながら外務省の中にもありました。

在日米軍の核装備や核兵器積載艦の入港については、条約改定以前から大きな国内問題になって、そもそも、米軍の核装備という追及を避けるために架空の「アリソン・重光合意」などを産み出しました。一九五八年五月の安全保障課長（東郷氏）作成の「大臣より米大使に懇談すべき当面の安全保障問題について」という長文のレヴュー文書には、「社会党其他の左翼勢力が其の攻撃の矛先を核兵器問題に集中」しており、駐屯米軍の核装備疑惑の指摘をはじめ、「沖繩の米空軍」や「第七艦隊の艦船」が「核兵器を搭載して我国領土に入ることがあるのではないか、等執拗に繰返し」ているという記述があります。同年七月の条約局作成の「米軍の配備及び使用に関する日本側書簡案」では、米国は同意なくして核兵器を持ち込ま

ないとして、さらに「臨時に日本国内に入る船舶及び航空機にも適用があるものとする」と書かれています。つまり外務省自身が、在日米軍の恒常的な核装備問題と、「臨時」の核兵器搭載艦の寄港問題を分けて意識していたことはこれらからも明らかで、だから外交当局として、当時の国内感情からしても当然に意識すべき重要な論点であつたのです。だからそこに気がつかないというのは大変おかしい話です。

核兵器の陸上配備は、米国占領下にあつた沖繩に確保されていたので本土は除外し得たとしても、「討議の記録」a項をもつて寄港する第七艦隊艦船の核武装解除を実現したと考へたとすれば、それこそあり得ない話です。日本側が第七艦隊の核武装解除という話題を持ち出せば、六〇年安保改定という交渉が紛糾しほとんど成り立たなかつたと思われま

す。外務省内にもこの当然の理解はあり、一九八一年に栗山条約局長は『核持込み』問題について」という文書で、「新安保条約締結時においても、わが国の施設・区域を使用する米軍艦船、航空機が核爆弾等の戦術核を装備、積載している可能性は容易に推測できる筈であつた」と言い、「わが方（外務省）が、初歩的な軍事知識の欠如から、かかる米側の必要性に気がつかない俚に交換公文と『藤山・マツカーサー口頭了解』を合意したのみならず、核装備の米軍艦船、航空機の『トランジット』を事実上禁ずる（事前協議があれば常に『ノー』という。）国会答弁を行い、これを政府の正式解釈として了つたことは、厳しく反省されなくてはならない」と書いています。

一九八九年に、この栗山事務次官が海部首相・中山外相に行なつたブリーフィングは「別紙のラインで本件を説明」したとあり、別紙には「一、安保条約（昭三五年改正）の仕組み／核兵器の『持込み』（イントロダクション）は事前協議の対象（米の条約上の義務）／米軍艦船、航空機の出入、通過は自由、事前、個別に我が方の同意不要（米の条約上の権利）」と書かれています。これが、2a項、2c項の説明です。

## 『外務省報告書』と『有識者委員会報告書』

外務省の膨大な秘密公開文書に対して、『外務省報告書』と大学教授5名で組織された『有識者委員会報告書』が出されます。この二つの文書とも非常に問題があると思っています。

『外務省報告書』は、一九六〇年の「密約」については、『討議の記録』によって、核搭載艦船の領海通過、寄港を事前協議の対象から除外するとの日米間の認識の一致があったかどうかについては、それを否定する多くの文書が見つかった。現実はいずれ、この点について日米間で認識の不一致があったというところと思われる」と結論して、核搭載艦船についての密約をしたのではなく、交渉当事者間の文章の解釈をめぐる認識の相違だったという東郷局長文書のラインを踏襲しています。

『有識者委員会報告書』も、認識の相違という外務省報告の立場を基本的に踏襲しています。報告書は日米間に認識の違いがあったことを認定し、それが生じた「日本側」の理由として、(1)問題を忘れていた可能性、(2)問題が解決したという錯誤が生じた可能性、(3)米国との溝に気付きつつ意図的に明確化を回避した可能性、について検討した上で、(1)(2)の可能性は否定し、「互いに『深追いせず』、問題を曖昧なままにしておく。その結果、核搭載艦船は事前協議なしに日本に寄港するかもしれないが、互いに抗議はしない。そういう暗黙の合意が安保改定時にできあがりつつあったと見てよい」と述べています。そういう評価です。

この(2)を検討する中で、報告書は一九八一年に藤山元外相が新聞インタビューで、米大使との交渉中に「核を持っている船の位置はだれにも分からない。言えない」と言われたが、「希望は述べた」述べたことを、報告書は、「重要証言」と認めつつ、「特に議論した記録も記憶もない」という東郷証言と矛盾するものではなく、「記録に残すような詰めた議論にはならなかったが、示唆は受けた、と考えればつじつまが合う」と述べている。しかし、米大使が、外相に核兵器の所在については肯定も否定もしないというNCND政策からして艦船の事前協議は不可能であると説明し

たということと、記録者である東郷安全保障課長が「記録に残すような議論ではないと考え記録しなかったというのは別のことです」。

例えば一九五八年一〇月の、米大使が改定安保条約原案を提示した岸首相・藤山外相との重要会談の場合、米大使が「重要視」と言っている第五条・六条の説明は「以下条文の説明は記録より省略す」と書かれています。何が語られたのかわからない。原案第五条・六条は、共同防衛と基地提供をうたった、軍事同盟としての日米安保体制の根幹を成す部分で、そこが極秘文書である公式記録からも抜けているのです。岸首相は会談終了後に、条約原案については「政府部内も総理、外務大臣のみ」とし「厳秘」にするよう「強く指示」しています。第五条・六条に関するやりとりという根幹的な部分について、単なる記録担当者である一課長が自分の判断で「省略」できるわけはなく、それは、首相・外相あるいは大使から「オフ・ザ・レコード」の指示があったということ。このように、資料が「消失」していなくとも、公式記録には残らず、出席者以外には伝わらないことがあります。

## 民主主義の根幹にかかわる問題

「有識者委員会報告書」は、一方では「説明すべきである」といいながら、一方では「外交には秘密はつきものである」という言い方で、日本政府が「核密約」を隠してきたことを正当化しようない方を行っています。外交にかぎらず交渉事である以上、手の内を明け透けに晒してしまつては駆け引きができないので理解はできるのですが、しかし、決定した後については、知る権利というのは、主権在民という立場をとるのであれば、主権者が委任した権力執行の事柄について政府が基本的に何をしているかの説明を受ける権利であります。日本政府は一貫して、公に否定しながら裏で密約を結んでいたわけで、これは、民主主義の根幹にかかわる問題だと思えます。「非核三原則」等を掲げて選挙をやっているわけで、そのことは日本が民主主義国家といえるのかという問題を含んでいると思えます。